平成２６年（フ）第３１号
北海道河西郡中札内村西２条南８丁目２番地
泉団地17―59
債務者　桑原　邦夫
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
北海道帯広市西３条南27丁目１番地17　サンブライトハイツ№１―103
債務者　岩谷　義隆
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
静岡県焼津市小土897番地の７　パルティールＳ105
債務者　鈴木　芳江
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第３６９号
北海道旭川市春光台４条１丁目１番４号　ユニオンハイツ
破産者　佐々木のり子
1　主文　当裁判所が平成25年12月25日午後５時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「佐々木のりこ」とあるのを「佐々木のり子」と更正する。
2　決定年月日　平成26年２月26日
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６１９号
広島県大竹市黒川１丁目12番41号
破産者　有限会社加谷材木店
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２号
岩手県奥州市江刺区愛宕字橋本235番地
破産者　有限会社千葉技建
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１５６８号
北海道北広島市大曲末広５丁目10番地７、開始決定時の住所札幌市南区川沿12条２丁目２番12号　植田マンション３号
破産者　プータウェート伸輝（旧姓冨波）
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５６号
埼玉県越谷市大字大泊657番地８
破産者　永野　　勝
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
滋賀県湖南市下田2988番地119、開始決定時の住所滋賀県湖南市平松北２丁目60番地
破産者　福島　清彦
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６９号
福岡県古賀市薬王寺1295番地５
破産者　伊藤　洋也
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１９号
仙台市宮城野区福住町７番地の４　第３ハイム福住205、従前の住所宮城県名取市手倉田字諏訪623番地の１
破産者　武山　　信
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
福島市土湯温泉町字下ノ町22番地の１
破産者　渡邉　照明
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２７７３号
東京都葛飾区新小岩２丁目１番18―704号　エスポワール新小岩
破産者　滝　　慶三
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６号
神奈川県海老名市国分南４丁目24番25号
破産者　福井みゆき
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３２号
神奈川県藤沢市柄沢421番地の２　ヒルクレスト湘南702号室
破産者　宗廣美由紀
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３０号
神奈川県藤沢市大庭5056番地の６　湘南スカイハイツ１－２－2093
破産者　山口　道子
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部